

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月28日
【会社名】	ラオックス株式会社
【英訳名】	Laox CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 羅 怡文
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項なし
【本店の所在の場所】	東京都港区芝二丁目7番17号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長羅怡文は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成24年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社10社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2 / 3に達している当社を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重大な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断しました。

記

当社及び国内連結子会社において、新たに開始した貿易仲介事業に係る業務プロセス、決算・財務プロセス及び貿易仲介事業を担う国内連結子会社の全社統制に以下の不備が認められました。

当社は、貿易仲介事業に係る販売プロセスにおいて、売上取引の経済合理性の検証を踏まえた売上の純額・総額表示の検討がなされておりました。これらについては、純額表示が妥当と判断したもののについては、純額表示に修正処理しました。

当社は、決算・財務報告プロセスにおいて、決算処理手続における処理内容及び会計基準適用の検討とその承認手続の運用が不十分であったため、「平成24年12月期決算短信〔日本基準〕（連結）」について、修正を実施しました。

当社は、決算・財務報告プロセスにおいて、当初、一部の関連当事者を識別しておりました。なお、当該関連当事者との取引は、最終的に連結財務諸表に注記しました。

国内連結子会社は、貿易仲介事業に係る販売プロセスにおいて、売上計上に係る証憑等の確認が不十分であったため、期末における未出荷在庫を売上計上しておりました。なお、当該未出荷売上は、期末日後における、当社の売上高分析により発見され、修正処理しました。

国内連結子会社は、全社的な内部統制において規程類の整備を行い、役職員に対して周知したものの徹底するには至らず、その結果、モニタリング及び承認プロセス、加えて統制環境が不十分であったため、また、貿易仲介事業に係る購買プロセスにおいて取引内容の確認が不十分であったため、本来立替金として処理すべきものを前渡金ないし販売費として処理しておりました。これらについては、社内での実態調査の結果、全額を立替金として修正処理しました。なお、当該立替金については、既に回収完了しております。

また、これらの不備が事業年度末までに是正されなかった理由は、事業年度決算処理の過程で発見されたものであり、是正する時間的猶予がなかったためであります。

当社及び子会社は、今後の再発防止を図り全社統制及び業務処理統制の強化・徹底のため、下記項目を改善・順守していく考えです。

- (1) 各種規程及び運用フローの追加・見直し
- (2) 新規規程及び新運用フローの研修
- (3) 上記モニタリング体制の構築
- (4) 新会計システムの導入
- (5) 管理体制の強化

上記項目に関して、(1) 各種規定・運用フローの追加・見直しおよび(2) 新规定・新運用フローの研修については、既に本年2月より着手しております。貿易仲介事業部門と管理部門で業務フローを見直し、貿易仲介事業部門の全社員を対象に、継続的に研修を実施し、新しい業務フローの周知徹底を図ります。(3) モニタリング体制の構築については、独立した立場の人員の配置及び親会社との定期的な会議の開催や人材派遣等の連携強化など具体的な検討を開始しております。(4) 新会計システムの導入については、本年6月末を目途に導入を決定いたしております。新会計システムの導入は、(1) 各種規定・運用フローの追加・見直しをシステム面から補強することが可能になり、人為的なミスの防止に繋がります。(5) 管理体制の強化に関しては、管理部門の人材の補強を決定しており、既に本年3月11日より財務経理部門の責任者が着任、法務内部統制部門の責任者は4月に着任予定であります。また、業務執行に関する役割分担や合議体制の強化により、ダブルチェック等の管理密度を向上いたします。以上を確実に実行していくことで今後の再発防止策に努めてまいります。なお、上記事項のうち、財務報告に係るものにつきましては、平成24年12月期の有価証券報告書に反映させており、当該連結財務諸表及び財務諸表に与える影響はありません。

4 【付記事項】

該当事項なし。

5 【特記事項】

該当事項なし。